

次世代介護機器の活用支援事業に関するQ&A

平成30年8月27日更新

番号	Q	A
1	補助金申請をすれば必ず補助を受けられるのですか。	予算の範囲内での交付になりますので、審査会にて対象法人を選定させていただきます。 今年度は各事業15か所を予定しております。
2	これから開設する事業所は申請可能ですか。	事業計画書の提出日時時点で対象事業所が開設していることが条件となります。
3	公設民営の施設は申請可能ですか。	指定管理及び業務委託契約を区市町村と結んでいる場合等は、運営主体が区市町村となるため、対象外となります。 施設の使用許可を得、かつ、施設の物品等の所有権が法人に帰属している場合等は法人からの申請が可能です。
4	1法人から複数事業所の申請は可能ですか。	可能です。 ただし、審査の際に考慮される可能性があり、全ての申請が採択されるとは限りません。
5	複数事業所の申請を行う場合、各サービスごとに申請を行う必要がありますか。	各サービスごとの申請となります。 併設施設・事業所の場合でも、それぞれのサービスごとに申請をお願いいたします。
6	今年度当該補助金を受領した場合、来年度再度申請することはできませんか。	来年度の事業内容については未確定ですが、現在のところそのような制約を設ける予定はございません。
7	対象機器はいつ購入またはリース契約すればよいですか。	審査会後に選定事業者に対し、補助内示をお出しします。 機器については補助内示の翌日以降に契約をお願いいたします(補助内示日前に契約したものは補助対象外となります。)
8	どのような機器が対象になりますか。	補助金交付要綱別記1に記載の要件が必要となります。また、そのうえで、事業趣旨の理解や次世代介護機器活用への意欲、事業実施体制、課題の分析力等を総合的に考慮したうえで審査を行い、対象法人を選定いたします。
9	Wi-Fiの工事費や機器設置に係る工事費は補助対象となりますか。	補助対象外です。
10	機器本体とは別に、機器の動作に必要なサーバーは補助対象となりますか。	原則、対象となります。ただし、次世代介護機器の使用以外にも汎用性がある場合は対象外となります。
11	応募申請書提出後、導入予定機器を変更することはできますか。	原則変更はできません。ただし、当該機器が応募申請書提出後、発売中止や廃番となった場合等はこの限りではありません。
12	補助金交付申請書はいつ提出すればよいですか。	選定事業者に対し、補助内示後、交付申請書様式をお送りいたします。交付申請書は、補助内示後、1か月以内にご提出ください。
13	補助金を受けて取得した機器を処分する場合、何か手続きは必要になりますか。	補助金交付要綱別記2 11に、「30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。」との規定がございます。 補助金を返還していただく可能性がございますので、ご注意ください。
14	補助金の交付はいつになりますか。	実績報告を提出(翌年度4月10日まで)のうえ、額の確定をしたのち、交付いたします(翌年度5月末頃)。
15	定員について、様式2における「訪問系サービスは1日の利用限度人数」とは何を記載すればよいですか。	直近3か月の利用実績平均人数(小数点以下切り上げ)を記載してください。 なお、書類提出時に、上記がわかる書類も添付してください。